

平成13年～平成27年

基 本 構 想

新たな基本構想の策定にあたって
将来都市像およびまちづくりの目標
施策の大綱

新たな基本構想の策定にあたって

I 基本構想の意義とフレーム

1. 構想の意義

多摩市は平成3年(1991年)に第三次基本構想を策定し、将来都市像を「太陽と緑に映える都市～心のふれあういきいき多摩～」と定め、基本姿勢を「市民主体のまちづくり」「人間尊重のまちづくり」「多摩・新時代のまちづくり」とし、市民や民間との協働により、21世紀への架け橋となるまちづくりの施策を積極的に展開してきました。

一方、私たちを取り巻く状況は、少子高齢化、経済の低成長、地方分権改革、グローバル化(※1)・情報化の進展、地球規模での環境問題、価値観の多様化など、今まさに、大きな転換期にあります。

本市では、多摩ニュータウン事業が収束の段階を迎え、人口の推移も安定し、まちは成熟の度を深めてきています。

これからは、環境に配慮した生産活動とくらしを営み、ものの豊かさとともに心の豊かさを大切に、市民のだれもが共感できる新しいまちを築くため、ここに第四次総合計画・基本構想を策定します。

本基本構想の意義は、

第1は、本市がめざすべき将来都市像と、まちづくりの目標及び大綱を明確にし、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアによる協働社会の姿を共有する。

第2は、地方分権時代のまちづくりの主役である、市民の意識変革に資する。

第3は、まちづくりの基盤となるさまざまなコミュニティ活動の方向性を示す。

第4は、行財政の構造改革を含む行政の姿勢を転換するための指針となる。

以上のとおりとします。

2. 構想のフレーム

基本構想の目標年次と人口フレームについては、次のように設定します。

- ① 目標年次：目標年次はおおむね平成27年(2015年)度とします。
- ② 人 口：目標年次の人口をおおむね15万5千人と想定します。

※2 地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年7月16日公布）。

※3 行政から市民への分権：国や都道府県から市町村に対する権限委譲と異なり、市民に最も身近な地域のまちづくりへの市

民参画の機会や範囲を拡大する横的分権（いわゆる第3の分権）をいう。

※4 エンパワーメント：変革の主体となる力をつけること。

II 新たな時代潮流とまちづくりの課題

個性豊かで活力に満ちた多摩市のまちづくりを進めるため、新たな時代潮流とまちづくりの課題に的確に対応することが求められています。

地方分権の推進

明治以来130年間にわたり続いてきた中央集権型行政システムは、平成11年（1999年）に成立した地方分権一括法（※2）により、分権型の行政システムに変わりつつあります。

今後、多摩市においても行政から市民への分権（※3）を進め、市民の選択と責任に基づく市民協働のまちづくりにより、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築いていくことが求められます。

また、分権による権限と責任の拡大に伴い、適正な税財源の委譲を国や東京都に働きかけるとともに、自主財源の確保に努める必要があります。

一方、多摩自立都市圏を形成していくために、都市機能の充実を図り、八王子市、立川市、町田市、青梅市などの業務核都市、並びに、多摩ニュータウン構成市を始めとする近隣各市と連携・協力の関係を深めることにより、多摩地域の広域的な連携拠点として、その役割を果たすことが強く求められています。

男女共同参画社会の実現

少子高齢化の進行、経済の低成長など、わが国の社会経済情勢は急速に変化しつつあります。平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。そのなかでは、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、男女共同参画社会を形成するため、国、地方公共団体、国民の責務を規定しています。

多摩市では昭和61年に行動計画を策定し、平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策の取り組みを進め、平成11年（1999年）にTAMA女性センターを開設しました。

このように女性問題の解決と男女平等についての法や制度は整備されつつありますが、今後は実質的な男女平等と女性のエンパワーメント（※4）により、あらゆる分野への参画が課題となっています。

価値観・生活様式の多様化

自由時間の増大や生活水準の向上、さらには情報化の進展などにより、市民の価値観や生活意識はものの豊かさとともに心の豊かさを大切にする方向へと変化し、精神的なゆとりや生きがいがいより重視され、生活様式も一層多様化していくものと考えられます。

市政世論調査では、20年以上の長期居住者がふえる傾向にあり、住み続けたいとする人も高い数値を示しています。

このようなことから、あらゆる世代の市民が本市をふるさととして愛し、豊かなコミュニティをはぐくみ、生きがいのある生活がおくれるように、個性的な生活様式や多様な価値観などを踏まえたまちづくりを進める必要があります。

- ※5 団塊の世代：昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)生まれの人口の多い年齢層のこと。
- ※6 都市基盤：道路、鉄道、河川、公園、学校その他の公共施設など生活の基盤となる都市施設。
- ※7 NPO(エヌピーオー、Nonprofit Organization)：行政、企業と

- は別に、社会的活動をする非営利の民間組織。
- ※8 ユニバーサルデザイン：ソフトとハードの両面から、幼児から高齢者まで、障がい者も健常者も安全で豊かな環境を体験できるように配慮された空間のデザインのあり方を総称したものの。

環境・資源エネルギー問題の顕在化

世界における急速な人口増加や生産・消費活動の拡大によって、資源・エネルギー・食糧などの需要増大が予測されるとともに、地球温暖化、熱帯林減少、酸性雨、オゾン層破壊など、地球規模での環境問題が深刻化しています。このため、自然環境の保全と持続的成長の両立が、国際的な緊急課題となっており、地域社会にもその対応が求められています。

多摩市は、平成10年(1998年)に多摩市環境基本条例を制定し、環境の保全、回復及び創出に関する市、市民、事業者の責務を明記するとともに、環境保全に関する総合的な施策を推進し、良好な環境形成に努めてきています。また平成11年(1999年)には、資源循環型のまちづくりをめざした「エコプラザ多摩」を開設しました。今後は、輸送やエネルギーなどの有効利用、自家用車依存の生活様式からの転換、環境を守る視点からの都市農業の振興などに、市、市民、事業者などが連携して取り組み、自然と共生する持続可能な循環型都市を構築することが急務となっています。

少子高齢化の急速な進行

わが国では、出生率の低下による少子化が進み、総人口の伸びが鈍化するとともに、急速な高齢化が進行しています。国の推計によると、総人口は平成22年(2010年)頃に約1億3,000万人程度に達した後は減少傾向となり、平成37年(2025年)には1億2,600万人程度になると予測されています。また、高齢化率は、平成32年(2020年)には25%を超える水準に達すると見込まれています。

多摩市の人口構成は、他市と比べいわゆる団塊の世代(※5)やその子どもたちの割合が高くなっていますが、近年は若い世代の転出傾向が続いています。また出生率は、都内他市よりも低い状況にあることなどから、今後急速に少子高齢化が進み、平成27年(2015年)には高齢化率が全国平均や東京都平均を上回り、28%を超えると予測されます。このため、高齢者への対応とともに、子育て支援や若者対策などを含めた市独自の総合的な施策を展開し、すべての世代が“生きがい”と“誇り”を持って安心して生活できる、健康と福祉のまちづくりを進めることが重要となっています。

安全意識の高まり

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災を契機として、まちの安全性に対する人々の意識はより一層高まっており、災害に強いまちづくりが求められています。多摩市では、昭和60年を「防災元年」と定め、都市基盤(※6)の整備をはじめとして、安全な都市環境づくりに努めてきました。

本市では、防火木造や非木造の住宅が多く、防災面での懸念は少ない反面、住宅が被害を受けた場合に、再建に向けた権利の調整が困難な集合住宅の割合が高くなっています。一方、自主防災組織や地域活動を通じて知り合った人々によるネットワークづくりも進んでいます。こうした地域特性を踏まえた適切な防災対策とともに、行政、市民、関係機関をはじめ民間、NPO(※7)、ボランティアなどの協働による危機管理体制の確立が必要となっています。

日常生活においては、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人々が、安全に生活できる生活環境の整備が一層求められており、起伏のある地形や中高層住宅が多い本市では、ユニバーサルデザイン(※8)による都市空間の整備が必要となっています。

※9 マイクロエレクトロニクス：LSI(大規模集積回路)や超LSIなどの極微小の電子工学。機器の小型化等に寄与する。

※10 インターネット：世界中どこからでも利用できる国際コンピュータネットワーク。文字だけでなく映像や音声も受発信できる。

※11 SOHO(ソーホー、Small Office Home Office)：情報通信機器等を活用し、小さな事務所や家庭で仕事をする事業形態のこと。

※12 グローバル社会：経済・社会構造の変化による、さまざまな分野での国際交流・国際分業の進む社会。

科学技術・情報化の進展

科学技術の進歩やこれに伴う高度情報通信社会の到来は、社会経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、マイクロエレクトロニクス(※9)技術のめざましい発展は、インターネット(※10)をはじめとするコンピュータの高度利用や新しい情報媒体の開発など、さまざまな分野で生活の利便性の向上や産業の構造的変革をもたらしています。

また、個人の生活ではSOHO(※11)をはじめとした、新しい就業機会が生まれ、特に女性、高齢者や障がい者の社会進出が一層促進されると予測されます。

情報化時代にふさわしい新たな都市機能の整備に取り組むとともに、個人情報保護しつつ行政情報を市民に提供し、行政運営の透明性と市民参画の推進を図ることが求められています。また、情報化時代にふさわしい新たな行政サービスの展開が求められています。

グローバル社会(※12)の到来

今日、技術革新の進展は、人・物質・資本・情報などの流動する規模と範囲を、飛躍的に増大させています。このため国家間の障壁は低くなり、地球規模の競争が進行する一方で、地域間の経済的な相互依存は一層深くなってきています。

社会のグローバル化は、経済分野での企業の進出だけではなく個人の活動分野でも進展し、広く世界を活動の舞台とする人々が日常的に移動し、最適な活動の場を求めて住む国や地域を選択する傾向が強くなっています。その一方で、コミュニティ形成の必要性が重視されてきています。

多摩市では、海外生活経験のある市民が増えるとともに、世界のさまざまな国から人が訪れ、住むようになり、文化・芸術やスポーツをはじめとしたさまざまな分野で、市民交流を通じた国際化が進展し、地域のコミュニティ活動は高まりを見せています。

平成5年(1993年)には多摩市国際交流センターが設立され、在住外国人との交流などが一層活発になってきましたが、今後も、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を身につけるとともに、外国人にも住みやすく、活動しやすいまちづくりを進めていく必要があります。

また、国際社会に占めるわが国の役割が高まるなかで、行政をはじめとして、市民や民間においても国際社会の一員としての責任ある行動が求められています。

経済社会の構造転換

世界的に経済社会構造の変革が進展するなかで、これまでの規格大量生産型の経済社会体制から、新しい多様な「知恵の時代」にふさわしい経済社会への構造的な転換が求められています。

1990年代の厳しい不況からの回復途上にある日本経済は、依然として低成長のなかにあり、地方財政全体は厳しい状況が続いています。国は中期的な実質経済成長率を年2%程度と見込んでおり、地方財政もそれに見合った構造転換が必要となっています。多摩市においても個人市民税の減少傾向が続いていますが、本市が自立した自律都市をめざすうえで、財政基盤の充実・強化による、健全な行財政運営を確立していくことが求められています。

このため、本市は既存の地域産業を一層振興するとともに、新たな経済環境に適応する優良な企業の誘致や、豊かな知識と経験をもつ市民による起業を支援し、就業の確保や複合的な都市機能の導入を図り、財政力を強化することが重要となっています。

Ⅲ まちづくりの基本姿勢

すべての市民が、良好な環境を守りつつ安全で安心して暮らしを営み、人間的で親しみのもてる住みよいまちをつくっていくために、次の点を基本姿勢として新しいまちづくりを推進します。

特に「市民主体・市民協働のまちづくり」は、総合計画全体を貫く基本姿勢として重点的な位置付けをしています。

市民主体・市民協働のまちづくり

まちづくりの主役は市民です。「市民の、市民による、市民のためのまちづくり」は、自治の原点であり、多摩市は市民主体、市民協働のまちづくりを進めます。

多摩市では、自治を支える地域コミュニティ活動や、自主・自律的な市民活動が高まりをみせています。こうした市民力を背景に、市政に関わる情報の共有化を図るとともに、行政から市民への分権を進め、市民、行政、民間、さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働し、市民の選択と責任に基づく「市民協働社会」を築きます。また、行政自らも市民感覚による行政改革を進め、市民本位の行政運営と財政基盤の強化を図るとともに、効果性・効率性の視点から広域行政を推進します。

生涯の健康と支えあう福祉のまちづくり

多摩市は人口構成の特性などから、急速に少子高齢化が進みつつあります。だれもが住みなれた地域で、安心して子どもを産み、育て、生涯にわたり健康で明るい生活をおくり、生きがいを持ち安心して生活ができるように、自助、共助、公助によるやさしさと思いやりのある地域社会の形成に努めます。

そのため、『自分たちの健康は自分たちで守り、つくる』ことを基本に、市民自らが心身の健康づくりに取り組むとともに、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働し、保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的に展開し、ともに支えあう地域ぐるみの福祉を進めます。また、だれもが安心して適切なサービスを利用できるように、多様なサービス体制の整備を進めます。

環境と共生するまちづくり

環境はすべての生物の生存を支える基盤であり、環境と共生するまちづくりが求められています。

多摩市は、都心部に比べて恵まれた自然環境のもとで、多摩ニュータウン開発とともに大きな発展を遂げてきましたが、開発による自然の減少や、都市活動が及ぼす環境への負荷の増大などにより、さまざまな問題が生じてきています。

地球環境を保全する視点から、自然環境を守り回復するとともに、持続的発展が可能な循環型都市を築くことにより望ましい生活環境を形成して、将来世代に良好な環境を引き継ぎます。

また、安全で安心な都市環境は、市民生活をおくるうえで欠くことができないものです。本市は、住宅、道路、公園など都市基盤の整備を進め、地震などの災害に強いまちづくりと、犯罪や交通事故のない明るいまちづくりを推進します。

人間性を尊重するまちづくり

すべての市民が、平和で自由・平等な社会環境のもとで「ひと」として大切にされ、「個」として自立し、コミュニティをはぐくみ、豊かな人間性を形成していくことが重要です。

このため、多摩市は「平和」「自由」「平等」の希求と、「人権」の尊重をまちづくりの基本にすえ、多様な世代やさまざまな人々との、心のふれあいや交流のある地域のなかで、市民のだれもが自立した生活をおくり豊かな人間性をはぐくめるよう、教育や生涯学習のより一層の条件整備を図るとともに、市民文化の振興に努めます。

成熟都市・多摩のまちづくり

グローバル社会の到来、高度情報化の進展、経済の低成長のなかで、多摩市では、多摩ニュータウンの開発とともにさまざまな都市機能が集積される一方、市民の自主・自律的な市民活動が高まりを見せるなど、まちは成熟の色合いを濃くしています。

このため、まちづくりの視点を「つくられたまち」から「つくるまち」へと明確に転換し、都市の成熟化に向けた地域経済を構築するなかで、すべての世代がその持てる力を発揮できる、個性豊かで活気と魅力にあふれるまちづくりを進めます。

また、市民の自由な交流が市域を越えて広がるなかで、行政においても、幅広い分野での都市間交流や国際交流・国際貢献を進めていきます。

将来都市像およびまちづくりの目標

I 将来都市像

多摩市はこれまで、風かおる緑の丘に、市民の心や暮らしに陽光がふりそそぐ「太陽と緑に映える都市」をめざして、まちづくりを着実に進めてきました。

また、さまざまな人々の出会いやふれあいを通して、ふるさと意識や良好なコミュニティが培われることを大切にしてきました。

しかし、都市化が進むなかで貴重な自然が減少するとともに、都市活動による環境への負荷が増大し、また少子高齢化が急速に進行して、さまざまなまちづくりの課題が生じてきています。

新しい世紀を迎えた今日、本市はこれまでのまちづくりを礎とし、市民自治の視点から地方分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民協働の地域社会の形成をめざします。

このため、21世紀の本市がめざす将来都市像を次のように定め、新たなまちづくりを市民とともに展開していきます。

市民が主役のまち・多摩

わたし

～夢と希望をかなえる“手づくり”ステージのまち～

これは本市を、個性豊かで創造的な活動が展開される劇場ととらえ、市民の手づくりによるさまざまな舞台上、市民が主役となり、ともに手を携えてそれぞれの夢と希望をかなえていく、そのようなまちづくりの姿をあらわしています。

II まちづくりの目標

多摩市の将来都市像を実現するために、“新たな時代潮流とまちづくりの課題”、“まちづくりの基本姿勢”を踏まえて、次の“まちづくりの目標”のもとに、各種の施策を総合的かつ計画的に進めます。

特に「市民とともに歩む自律都市」は、総合計画全体を貫く重点目標として位置付けています。

1. 市民とともに歩む自律都市

地方分権を進め、市民の選択と責任に基づく市民協働のまちづくり

2. 元気とあたたかさに満ちた健康・福祉都市

健康づくりと地域ぐるみの福祉を進め、市民のだれもが元気であたたかさに満ちたまちづくり

3. 地球と人にやさしい環境共生都市

市民が安全で安心してくらする都市環境の整備と、地球にやさしい循環型のまちづくり

4. 人間性豊かな教育・文化都市

教育・生涯学習を進め、文化を振興し、一人ひとりの市民が人間性豊かな暮らしを営むまちづくり

5. 活気と魅力にあふれる成熟都市

魅力ある地域経済の構築や人々の交流による、個性豊かで活力にあふれる成熟都市づくり

※13 コミュニティセンター：世代を越えた心豊かなふれあいと多様な市民活動の拠点となる施設。施設の整備構想から開館後の運営まで広範な地域住民の参画を得て行われている。

施策の大綱

I 市民とともに歩む自律都市

地方分権や行政改革を推進し、市民協働のまちづくりを進めるとともに、心のふれあうコミュニティをはぐくみ、市民一人ひとりが大切にされ、いきいきと活動する、市民とともに歩む自律都市

1. 市民協働のまちづくり

① 市政への市民参画の推進

地方分権を推進し、市民の選択と責任に基づく市民協働のまちづくりを進めるために、市民自治を規定する基本的な条例の制定に取り組みます。また、情報公開制度の充実や、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、より幅広い層の市民が政策形成や計画策定へ参画できる機会を拡大します。また、市民参画の成果が、確実に行政に反映される仕組みを整えます。

② 多様な協働と連携

さまざまな世代の市民が持つ知識・経験・技術などを地域のなかで活かせるように、市民力の一層の活用を推進します。

そのため、行政サービスの提供方法を多様化するとともに行政から市民への分権を進め、市民、行政、民間、さらに非営利活動団体、ボランティアが、それぞれの役割と責任のもとに協働・連携するまちづくりを展開します。

2. 心のふれあうコミュニティまちづくり

① コミュニティ活動の活性化

市民一人ひとりがまちづくりの主役であるという意識の向上を図ります。また、心のふれあいと支えあいのある、開かれた地域社会をめざし、情報や交流機会の提供を進めるとともに、さまざまな団体との連携を図りながら、多方面にわたりきめ細やかな施策を展開するなど、コミュニティ活動の活性化を支援します。

② コミュニティ環境づくりの展開

市民の自主的な活動が活発に行われるよう、コミュニティ施設を整備するとともに、市民によるコミュニティセンター(※13)の管理・運営など、市民の主体的な取り組みを促進します。また、市民の需要に応じて、民間施設も含めたさまざまなコミュニティ施設の有効利用や、施設間の相互利用を図るなど、ふれあいをはぐくむ環境づくりを展開します。

3. 市民がいきいきと活動するまちづくり

① 一人ひとりが大切にされる地域の形成

市民一人ひとりが、地域社会の担い手であると同時に国際社会の一員であることを自覚し、平和と自由を希求するとともに差別や偏見をなくし、すべての人々の人権が尊重されるための施策を推進します。

② 男女平等施策の推進

男女が社会の対等な構成員として互いの「個」を尊重しあい、性別を超えてあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分発揮していきいきと行動できるよう、性別役割分業に対する意識変革を図るとともに、女性問題の解決とあらゆる分野での男女平等の施策を推進します。

③ 市民の生活と活動を支える情報の提供

市民のだれもが、それぞれの生活様式に応じていきいきとした生活と活動ができるよう、市民生活に密接な各種の情報や、市民活動を支えるさまざまな情報を提供します。

また、多摩市に住み集う外国人にも、わかりやすい情報を提供し、くらしやすく活動しやすいまちづくりを進めます。

4. 市民本位の行政運営によるまちづくり

① 市民感覚に基づく行政改革の推進

地方分権を推進するとともに市民感覚に基づく行政改革を進め、公正で透明かつ効率的な市民本位の行政運営を展開します。

そのために、十分な情報の公開などを進め、市民への説明責任を果たすとともに、市民の参画により、政策指標を取り入れた行政評価システムを整備するなど、市民に分かりやすい、開かれた市政を推進します。

② 行政運営の基盤強化

社会経済の変化に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくために、自主財源の拡充を図るとともに、計画的で弾力的な財政運営に努めます。また、財政の自主性を高めるため、新たな経営管理・経営手法の導入や、学校跡地・施設をはじめとした資産の有効活用を図るなど、経営基盤を強化します。あわせて、分権型社会にふさわしい税財源の委譲をはじめ、課税自主権も含めた税財政制度の抜本的な改革を、国や東京都へ積極的に強く要請します。

③ 広域行政の展開

国や東京都の計画における多摩市の広域的な位置付けを主体的にとらえて、本市のまちづくりに積極的に活かしていきます。また、広域的な取り組みを必要とする課題については、近隣市をはじめ、他の自治体や国との連携を図りながら施策を展開します。

Ⅱ 元氣とあたたかさに満ちた健康・福祉都市

健康づくりと地域ぐるみの福祉を推進し、市民のだれもが住みなれた地域で安心して、明るく健やかにくらす元氣とあたたかさに満ちた健康・福祉都市

1. 明るく健やかなまちづくり

① 健康づくりの促進

市民一人ひとりが一生を通じて明るく健やかにくらすために、“健康”をさまざまな施策の基本にすえ、心と体の健康づくりを進めるとともに病気を予防し、たとえ障害をもっている前向きにいきいきと生活できる視点を取り入れた、地域保健活動を推進します。また、スポーツを含めた基礎体力づくりに関する情報提供や地域活動を促進するなど、総合的に健康づくりを支援します。

② 保健・医療の充実

心身ともに健康な生活をおくるために、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療に向け、それぞれの年齢に応じた健康診断や相談事業の拡充を図ります。また、医療体制の整備を促進し、医療機関などとの連携を強化しながら、疾病の予防から機能回復訓練まで、一貫した保健医療体制の充実に努めます。

2. あたたかい心のかようまちづくり

① 地域ぐるみの福祉の推進

だれもが住みなれた地域で安心して、ゆとりを持った生活ができるように、ユニバーサルデザインの導入によるまちづくりを進めるとともに、高齢者や障がい者などに対する市民の理解を深めながら、福祉にたずさわる人づくりに努めます。

また、市民、行政、民間さらに非営利活動団体、ボランティアなどが協働し、保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的に展開し、ともに支えあう地域ぐるみの福祉を進めます。そのため、福祉・医療機関、民間団体との連携を深めるとともに、情報の収集・提供や、コミュニケーションの場づくりを充実させて、その活動を積極的に支援します。さらに、市民の自立した生活を支える権利擁護の仕組みづくりと総合的なサービス体制を確立し、地域福祉の基盤づくりを進めます。

② 高齢者福祉の展開

急速に高齢社会を迎えるなかで、高齢者が生きがいを持って、自立した生活をおくれるように、世代間交流やさまざまな社会参画の促進とともに、就労機会の拡充を図ります。また、安心してくらす居住環境の整備などを図るとともに、より元気で健やかにくらすよう、多様な福祉サービスの充実に努めます。

③ 障がい者福祉の推進

障害や障がい者について市民の理解を深め、障害をもつ市民ももたない市民もともにくらし、お互いに尊重し、支えあうまちづくりを推進します。

また、障がい者の自立に必要な施策の充実に努めるとともに、サービスの担い手として地域社会の活動に参画できるよう、社会貢献活動の促進を図ります。

④ 生活援護の促進

社会的、経済的に基盤が不安定なひとり親家庭や低所得世帯の自立を支援して、生活の安定を図るとともに制度の適正化を進め、充実した社会生活をおくれるよう施策を推進します。

⑤ 社会保険制度の整備・充実

少子高齢化が進行するなかで、介護保険制度が創設され、これまでも増して社会保険制度の基盤の安定・充実が求められています。市民が安心してくらせるよう、相互扶助の理念のもとに社会保険制度の充実を促進し、市民への啓発・普及に努めるとともに、制度の適正な運営を図ります。

2. ゆったりと子育てのできるまちづくり

① 子育て環境の整備

少子化のなか、安心して子どもを産み、育てることができるよう、多様な子育て需要に応える環境づくりを進めます。また、子どもたちの健やかな成長のために、子どもたち一人ひとりが地域社会のなかで、さまざまな体験やふれあいを積み重ね、心豊かなときをおくれるように地域の子育て環境を整備します。

② 家庭保健の充実

子どもとその家族の健康を守るため、一貫性のある健康管理サービス体系や、関係機関と連携した適切な保健・医療・福祉のサービス体制を確立します。

また、子育て環境に関わる保健需要に対応するため、多様な支援方策の充実に努めます。

Ⅲ 地球と人にやさしい環境共生都市

水とみどりにあふれ、ゆとりのある美しい都市環境のなかで、人と環境が共生できる社会をめざすとともに、市民のだれもが安全に、安心して住み続けることのできる、地球にも人にもやさしい環境共生都市

1. 安全で環境にやさしいまちづくり

① 安全で安心な都市環境の整備

市民が安心して、安全にくらせる災害に強いまちづくりを推進します。

市民生活に密着した上下水道や電力、ガスの安定した供給体制と、廃棄物処理なども含めた都市生活関連施設の整備に努めます。さらに、防災施設の整備や地域防災体制の育成強化、情報の収集・伝達体制の充実など災害時にも対応できる信頼性の高いシステムの構築を図ります。

また、良好な道路・交通環境を整備し、交通安全に対する教育や意識の向上を図り、安心して生活できるまちづくりを進めます。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域に根ざした総合的な防犯体制を整え、安全で明るいまちづくりを進めます。

※14 土地利用：ある地区の土地を、さまざまな用途及び形態に使い分けたり、もっとも合理的に利用すること。

② 住みやすい住環境の整備

安心して住みつけられる住環境の実現をめざして、総合的な住宅政策を展開し、住みやすい住環境の整備に努めます。

特に、多摩ニュータウン初期開発地区などの再整備について、その対応を図ります。

2. 人と自然が共生するまちづくり

① 水とみどりの空間の形成

良好な自然環境の保全・回復に努め、人と自然が共生する潤いのあるまちづくりをめざして、河川管理者との連携により、多摩川・大栗川・乞田川などの水辺空間づくりや樹林地、公園・緑地などの良好なみどりの保全に努めます。

また、環境に関わる学習や体験の場をとおしながら、市、市民、事業者が協働して、自然と共生するまちづくりを推進します。

さらに、みどりがもつ浄化・保水・緩衝などのさまざまな機能、自然やふるさとの景観の保全、環境学習の場など都市農業・農地の多面的な価値を活かすため、農とふれあう地域づくりを推進します。

② 循環型社会システムの確立

かけがえのない地球を守り、良好な環境を次世代へ引き継ぐため、市、市民、事業者は、それぞれの責任のもとに、非営利活動団体やボランティアとも協働して、ごみの発生抑制や減量化、資源化、再利用に取り組むとともに、雨水利用をはじめとして、限りある資源やエネルギーの有効活用を進め、環境に負荷の少ない循環型の社会システムを確立します。

また、健康で安全な生活を確保するため、直面している地球温暖化問題や新たな環境問題への取り組みを進めます。

3. 暮らしと都市機能が調和するまちづくり

① 土地利用の推進

市民の暮らしにあった、ゆとりとふれあいのある都市環境の形成をめざし、地域特性や都市機能を考慮した、計画的で合理的な土地利用(※14)を推進するとともに、まちづくりについては、市民の声を反映するように努めます。

② 美しいまちの形成

個性的で魅力ある都市空間を創造するために、それぞれの地域にふさわしい、良好な景観を整備する仕組みづくりと誘導に努め、景観に配慮した美しいまちづくりに努めます。

Ⅳ 人間性豊かな教育・文化都市

多摩の歴史と文化を保存、継承するとともに、市民一人ひとりが生涯を通じ、豊かな人間性をはぐくみながら、多摩の文化を振興する教育・文化都市

1. 心豊かな若者をはぐくむまちづくり

① 地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、未来に夢を抱きながら健やかに成長できる地域社会を築いていくため、家庭、学校、地域、関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに連携を図り、地域ぐるみの支援体制を確立します。

また、児童・青少年が自発的にさまざまな学習や活動に取り組める環境づくりを推進します。

② 学校教育の充実

幼児・児童・生徒が、生きる喜びと学ぶ楽しさを通して、豊かな社会を実現するための力と人間性を身につけていくことが学校教育の役割です。

そのため、開かれた学校づくりを進めて、家庭や地域社会と連携を図りながら、学校を新たなコミュニティの場として位置付けていきます。

また、心の教育とともに情報化社会に対応した教育を進め、それぞれの学校の特色ある教育活動を支援する弾力のある施策を展開して、ゆとりと潤いのある教育環境の整備・充実を図ります。

2. 生涯学習を推進するまちづくり

① 生涯学習活動の支援

生涯学習は、子どもから高齢者まで市民のだれもが、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学びあい、自己実現を図るさまざまな活動です。

市民の生涯学習活動がより活発になるよう、学習情報の提供や人材育成などに努めるとともに、その成果を活かすために市民団体などのネットワーク化を図るなど、コーディネーター(※15)としての役割を発揮し、支援します。

② 生涯学習施策の推進

文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動に容易に取り組めるよう、それぞれの公共施設の機能を十分発揮させるとともに、利便性の向上と学習機会の充実に努めます。

また、関係機関や民間団体との調整、連携システムを構築し、多様な市民要望に対応できる施策を推進します。

※16 業務核都市：東京都区部への一極集中の都市構造を改めるため、多極分散型国土形成促進法(昭和63年)に規定された制度。業務核都市への進出企業に優遇制度を設け、企業立地の促進により、業務機能などの諸機能の集積を図ろうとするもの。

※17 多摩の「心(しん)」：霞ヶ関を中心とする都心、新宿を中心とする副都心と並び、多摩地域の拠点として「生活都市東京構想」に位置付けられている。多摩市では、多摩センター地区が該当する。

3. 多摩の文化をはぐくむまちづくり

① 市民文化の振興

多様な市民がつくり、はぐくんできた市民文化をさらに発展させるために、市民の主体的な文化活動を支援します。

また、優れた文化や芸術に身近にふれ、親しめるような機会の提供などに努めるとともに、文化を通じた多摩市の魅力を発信していきます。

② 歴史・文化の保存と継承

多摩市をふるさととして愛着や誇りを深め、新しい文化を創造していくためには、多摩ニュータウンの開発を含めた過去の歴史や伝統文化を学び、次代へ受け継いでいくことが大切です。

このために、本市の歴史や文化を知る手がかりとなるさまざまな郷土資料を収集・保存するとともに、文化財の公開や情報の提供を進める一方、伝統芸能などの継承、復活に努めます。

V 活気と魅力にあふれる成熟都市

情報通信基盤の整備により、魅力ある地域経済を構築し、若い世代も活躍する個性豊かで活力にあふれる成熟都市

1. 活気とにぎわいのあるまちづくり

① 魅力ある地域経済の構築

情報通信基盤の整備促進により情報産業の集積を図ります。また、市内商工業の育成や企業の誘致、SOHOの起業支援などにより、商業・業務機能の集積を促進して、新たな雇用やビジネスチャンスを創出するなど、活気とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

さらに、産・学・市民との連携による、新たな産業活動への支援に努めます。

② 成熟都市を支える拠点地区の形成

地区の特色を活かして、新しい時代にふさわしい多摩市の拠点づくりを推進します。特に、多摩センター地区は、業務核都市(※16)の中心的な地区として、商業、業務、情報、文化など都市の魅力を高める複合機能を集積し、あわせて多摩地域の「心(しん)」(※17)にふさわしい、複合的拠点地区の形成を図ります。

聖蹟桜ヶ丘駅周辺は、豊かな多摩川の水辺を背景にした高度な商業、業務地区として、永山駅周辺は、身近な商業、余暇関連機能を集積する地区として、また、唐木田駅周辺は、文教と福祉の生活拠点として、それぞれの地区の個性を活かした拠点地区の形成に努めます。

※18 ベンチャー企業：大きな将来性を持つ独創的な技術、製品、サービス等のノウハウなどにより、新たな業務分野への進出を図る小規模企業。

※19 TDM(ティーディーエム、Transportation Demand Management)：交通需要マネジメント。既存の道路に見合

うように、自動車の交通量を政策的に調整するシステム。

※20 NGO(エヌジーオー、Non-government Organization)：非政府組織。平和・人権の擁護、環境保護、援助などの分野で国際的に活躍する民間非営利組織。

2. 若い世代をひきつけるまちづくり

① 若い世代に魅力あるまちの形成

魅力あるにぎわいの空間を演出する施策、子育てのしやすい住環境の整備、情報産業の集積、ベンチャー企業(※18)の支援などによる雇用の確保などを通して、若い世代が住みつづけたいと思えるまちづくりを進めます。

② 若い世代がいきいきと活躍するまち

若い世代のまちづくりへの参画に向け、活動の場や機会を整えます。また、若い世代も主人公となっていきいきと活躍できるまちをめざして、若者が地域と関わりをもてる施策を展開します。

3. くらしが広がるまちづくり

① 情報通信基盤の整備

広域的な拠点としての都市の魅力を高めて、多様な交流を進めるために、信頼性と安全性の高い情報通信基盤の整備や、インターネットなどによるネットワーク化の促進を図ります。また、だれもが情報の利用や受発信を通じて、さまざまな交流や社会参画が図られる社会の実現に向け、市民が情報を使いこなす能力の育成や向上を図るために、情報に関わる教育や学習を推進します。

② 安全で便利な交通体系の整備

都市が円滑に機能するためには、安全性が確保された交通環境の向上が重要です。そのため環境への配慮とあわせ、身近で利便性の高い公共交通網や交通基盤の整備を促進するとともに、関係機関との連携により、TDM(※19)の導入も視野に入れた交通体系の整備を図ります。

③ 国際交流・都市間交流の推進

社会のグローバル化が進むなかで市民の国際性をはぐくみ、国際理解を深めるために、市民や民間団体などが行う国際交流活動を支援します。また災害時の援助や、環境など地球規模の課題に対応するため、ボランティアやNGO(※20)などとの連携に努めます。

また、都市の成熟化とともに市民の活動が広がるなかで、都市間交流を推進し、市民相互のふれあいや交流などを通して、都市としての活力と魅力を高めます。

平成13年度～平成22年度

基本計画

リーディングプロジェクト
体系図
分野別計画

基本計画の前提

1. 目標年次

この計画期間は、平成27年(2015年)度を目標年次と定めた「第四次多摩市総合計画基本構想」を受け、「基本計画」の5か年毎の更新を図り、平成13年(2001)度を初年度とし、平成22年(2010)度を目標年次とする10年間とします。

2. 人口

目標年次の平成22年(2010年)における多摩市の人口は、おおむね153,000人と想定します。